

令和6年5月

お客さま各位



「でんさいサービス利用規定」の改定について

平素は、島田掛川信用金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。

このたび、当金庫は、債務者としてでんさいサービスを利用する場合においても、決済口座として指定可能な預金の種類を当座預金口座に限定せず、普通預金口座も指定可能とするよう、下記のとおりでんさいサービス利用規定を改定いたします。

記

1. 改定する規定 でんさいサービス利用規定
2. 改定日 令和6年6月3日
3. 改定内容 以下のとおり、条文を変更いたします。

旧	新
第1条 省略	第1条 省略
第2条 (利用資格) 利用申込者またはお客様は、業務規程等に定める利用契約締結要件の他、当金庫が掲げる次の要件の全部を満たす者で、かつ当金庫の審査を経た上で、本サービスの利用契約ができるものとします。 なお、特約の有無により必要な審査が異なるほか、審査の結果によっては、お申込みに応じられない場合があります。 1. 債務者（債権者、電子記録保証人としても利用が可能）として利用される場合 一 当金庫所定のパーソナルコンピュータ等の端末機（以下「端末」といいます）を利用できる環境があること 二 会員の資格を有する事業者であること 三 当金庫の営業地区内に事業所または居所を有すること	第2条 (利用資格) 利用申込者またはお客様は、業務規程等に定める利用契約締結要件の他、当金庫が掲げる次の要件の全部を満たす者で、かつ当金庫の審査を経た上で、本サービスの利用契約ができるものとします。 なお、特約の有無により必要な審査が異なるほか、審査の結果によっては、お申込みに応じられない場合があります。 1. 債務者（債権者、電子記録保証人としても利用が可能）として利用される場合 一 当金庫所定のパーソナルコンピュータ等の端末機（以下「端末」といいます）を利用できる環境があること 二 会員の資格を有する事業者であること 三 当金庫の営業地区内に事業所または居所を有すること

<p>四 法人については、任意団体を除く法人であること</p> <p>五 決済口座は当座預金であること</p> <p>2. 債権者利用限定特約により利用される場合</p> <p>一 端末を利用できる環境があること</p> <p>二 会員の資格を有する事業者であること</p> <p>第3条～第14条 省略</p> <p>第15条 (決済口座)</p> <p>1. お客様は、本サービスで利用する当金庫本支店に開設している口座を決済口座として、申込書により当金庫宛に届け出てください。</p> <p>2. 当金庫は、届出の内容に従い、本サービスの決済口座を登録します。ただし、決済口座として指定可能な預金の種類は普通預金口座または当座預金口座とし、債務者として利用する場合には、<u>当金庫が特に認めない限り、当座預金口座に限定させていただきます。</u></p> <p>3. 届出可能な決済口座の口座数は、当金庫所定の口座数以内とします。</p> <p>4. 届出可能な決済口座は、お客様名義の口座のみとします。</p> <p>5. 決済口座の追加・変更および削除については、当金庫所定の書面により当金庫の取引店に届け出てください。</p>	<p>四 法人については、任意団体を除く法人であること</p> <p>2. 債権者利用限定特約により利用される場合</p> <p>一 端末を利用できる環境があること</p> <p>二 会員の資格を有する事業者であること</p> <p>第3条～第14条 省略</p> <p>第15条 (決済口座)</p> <p>1. お客様は、本サービスで利用する当金庫本支店に開設している口座を決済口座として、申込書により当金庫宛に届け出てください。</p> <p>2. 当金庫は、届出の内容に従い、本サービスの決済口座を登録します。ただし、決済口座として指定可能な預金の種類は普通預金口座または当座預金口座とします。</p> <p>3. 届出可能な決済口座の口座数は、当金庫所定の口座数以内とします。</p> <p>4. 届出可能な決済口座は、お客様名義の口座のみとします。</p> <p>5. 決済口座の追加・変更および削除については、当金庫所定の書面により当金庫の取引店に届け出てください。</p>
--	--

以上